

令和 6 年度実施施策に関する事後評価書（案）  
（モニタリング評価対象施策）

施策名	目標 3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む。)	担当部局名	水・大気環境局 環境管理課環境汚染対策室 モビリティ環境対策課		
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ○自動車NOx・PM総量削減基本方針(令和4年11月22日閣議決定)第2				

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度		目標年度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△
					別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	集計中	-	-	-			
2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△
					別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	集計中	-	-	-			
3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100	—	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。	○
					別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	集計中	-	-	-			

4	我が国の降水中pHの加重平均値(pH)	—	—	5.6	—	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	全国の酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。	△
						5.04	5.07	4.98	集計中	—	—	—		
5	アスベスト大気濃度調査における石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合(解体等工事に係るもの)	—	—	100	—	100	100	100	100	100	100	—	環境省のアスベスト大気濃度調査結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本/L以下であり、石綿繊維数濃度も1本/L以下である。そのため、解体等工事における漏えい監視の観点から、石綿繊維数濃度1本/Lを目安とし、石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合測定指標として選定した。	○
						93.9	100	96.1	100	—	—	—		
6	解体等工事に係る事前調査結果の報告件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大気汚染防止法において、解体等工事に当たり、適切なアスベスト飛散防止対策を講じるため、事前に特定建設材料の有無等を調査することとされており、当該報告件数は、その進捗を把握するのに的確であるため、測定指標として選定した。	—
						—	618246	764145	—	—	—	—		
7	環境目標値の設定または再評価を行った有害大気汚染物質数	—	—	2	—	—	—	2	2	2	2	2	有害大気汚染物質のうち、優先取組物質23物質について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい大気環境濃度の目標値を設定することとされている。環境目標値は、有害大気汚染物質による健康リスクの低減等を図る上で重要な値であるため、その設定や再評価の進捗を把握するのに適した測定指標として、環境目標値が設定または再評価がなされた優先取組物質数を選定した。	×
						0	0	0	0	—	—	—		
測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								達成	
8	我が国における水銀大気排出量(t)	前年度に比べて排出量を削減する		—	前年度の水銀の大気排出量と今年度の水銀の大気排出量を比較することで、水銀の大気排出量削減量を示すことができるため、測定指標として設定した。								○	
9	国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有	—		—	全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。								○	

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 大気汚染防止推進費(昭和46年度)	1~4.7.9	004780	(5) 光化学オキシダント等総合対策費(平成20年度(令和6年度より名称変更))	1	004787	(9) EST普及推進・エコモビリティ技術海外展開推進費(令和2年度)	-	004824	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 有害大気汚染物質等対策推進費(平成23年度組替)	1.7	005934	(6) 大気環境監視システム整備経費(昭和47年度)	1	-	(10) 環境管理技術調査検討費(昭和50年度)【関連R5-9、関連R5-10】	1	004786	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) 石綿飛散防止総合対策費(平成23年度組替)	5.6	004690	(7) 大気環境に関する国際協力推進費(平成14年度)	9	007476	(11) 水銀大気排出対策推進事業費(平成27年度)	8	004782	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) 在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費(昭和53年度)	1	004784	(8) モビリティ大気汚染対策推進費(昭和38年度)	1.2.3	005850	(12) 放射能調査研究費(昭和32年度)	10	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり													
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	<p>○全国の大気環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低いまま推移しているが、令和3年度に初めて環境基準達成率100%を達成した微小粒子状物質(PM2.5)については令和4年度以降も高い環境基準達成率を維持しており、一時的な濃度減少ではないことが確認できたと考えられる。その他の大気汚染物質についても、高い達成率の維持を継続している。</p> <p>○自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の令和5年度の環境基準達成率は、令和元年度以降、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも、一般局、自排局ともに100%を達成し続けている。</p> <p>○我が国の降水のpHは継続して緩やかな改善がみられるものの、引き続き酸性化した状態にある。</p> <p>○建築物解体現場等44地点において石綿による大気汚染の状況を調査したが、一般大気環境において石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた地点はなかった。</p> <p>○最新の水銀大気排出インベントリーの大気排出量の推計値は、前年度より小さかった。</p> <p>○優先取組物質について、科学的知見を収集・検討し、健康リスク評価を順次進めているものの、環境目標値の設定・見直しには至らなかった。</p>												
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	<p>○PM2.5の環境基準達成率は、令和3年度に初めて一般局、自排局ともに100%となったが、令和4年度以降も高い環境基準達成率を維持していた。また、全測定局の年平均値は、平成25年度以降緩やかな改善傾向が続いている。この状態を今後も維持すべく、引き続きPM2.5の大気排出量削減に取り組む必要がある。</p> <p>○光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いると、高濃度地域の光化学オキシダントは改善又は横ばいとなっているが、令和5年度における光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として極めて低い水準となっているため、令和6年度末の「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」のとりまとめを元に、引き続き光化学オキシダント濃度低減のための前駆物質排出削減対策を推進する必要がある。</p> <p>○これまで酸性雨の状況及び影響の把握してきたが、降水中pHの改善が緩やかであるため、目標値を含めて酸性雨対策を評価し、越境大気汚染対策として総合的に再構築する必要がある。</p> <p>○アスベスト大気濃度調査については、一般大気環境の石綿濃度が目標値(1本/L以下)を超えた地点はなかった。令和3年4月より順次施行されている改正大気汚染防止法を踏まえて、解体等工事に係る事前調査結果の報告を徹底し、アスベストの大気への飛散をより一層防止する必要がある。</p> <p>○有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質のうちの優先取組物質について、環境目標値が設定されていない物質も存在することから、これらの物質について環境目標値の設定に向けた検討を早急に進める必要がある。</p>													
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	<p>○引き続きPM2.5対策を進めるとともに、光化学オキシダントについては、令和4年1月に策定した「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」の令和6年度のとりまとめに基づき、引き続き光化学オキシダント濃度低減のための前駆物質排出削減対策等、効果的な取組の検討等を進める。</p> <p>○光化学オキシダント及びPM2.5以外の大気汚染物質については、水銀も含めて引き続き測定を継続するとともに、大気汚染防止法等に基づく大気汚染物質の排出抑制により、高い達成率を維持していく。</p> <p>○酸性雨については、引き続き有識者の意見等を踏まえ、これまでの酸性雨対策の評価に基づきながら、今後検討を行っていく。</p> <p>○アスベストについては、モニタリングを継続すると共に、改正大気汚染防止法の適切な施行のため、引き続き解体等工事に係る事前調査の周知徹底に努める。また、解体等工事に係る事前調査結果の報告件数の目標値についても、令和8年1月から開始される工作物事前調査者制度の施行状況を踏まえて検討を進め、アスベストの大気への飛散をより一層防止する。</p> <p>○環境目標値が未だ設定されていない優先取組物質について、大気環境中濃度や排出実態、疫学調査等の知見の収集・把握を通じて、早急に環境目標値の設定に向けた検討を進める。また、健康リスク評価の結果について専門委員会に諮る。</p>												
	【測定指標】	-													

	<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○国内の光化学オキシダント対策について、令和4年1月の中央環境審議会大気・騒音振動部会において審議を受け、「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」を策定した。今後は、令和6年度のとりまとめを元に同部会において次期ワーキングプランについて審議を受け、策定する。</p>	<p>SDGs目標との関係</p>	<p>【主な目標】 本事業は大気汚染状況の監視、基準の検討を通じ、大気環境の保全を達成するものであり、目標3「全ての人に健康と福祉を」及び11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。また、事業者に対して大気汚染防止法による規制を行うことで、目標12「つくる責任 つかう責任」の達成に貢献した。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】 大気汚染物質の中には、光化学オキシダントに含まれるオゾンのように温室効果を持つものもある。これらの物質の濃度変動に向けた取組を進めることにより、目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 また、大気汚染物質の中には二酸化窒素等、窒素を含んだ物質が多数ある。これら窒素を含んだ物質は大気から土壌や河川を通じ、海へと流入する物質循環がある。窒素は近年使用量の過剰が指摘されており、これらの対策を進めることで、目標14「海の豊かさを守ろう」及び目標15「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。</p>
	<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○各年度 大気汚染状況報告書(環境省) ○越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・31年3月改訂) ○アスベスト大気濃度調査結果について(環境省 報道発表添付資料)</p>		



施策名	目標 3-2 大気生活環境の保全		担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 モビリティ環境対策課									
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策による大気生活環境の保全		政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月							
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止により、良好な大気生活環境を保全する。		政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全									
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等												
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
	基準年度		目標年度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
1 騒音に係る環境基準達成状況(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	△
2 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	△
3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	×
4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	×
5 振動に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	-
6 悪臭に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	-

達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	
(1)	騒音・振動・ 悪臭等公害 防止強化対策費 (昭和63年 度)	1,5,6	004798	(5)	-	-	-	(9)	-	-	-	(13)	-	-	-
(2)	モビリティ騒 音・振動対策 推進費 (平成12年 度)	2,3,4	004800	(6)	-	-	-	(10)	-	-	-	(14)	-	-	-
(3)	-	-	-	(7)	-	-	-	(11)	-	-	-	(15)	-	-	-
(4)	-	-	-	(8)	-	-	-	(12)	-	-	-	(16)	-	-	-
評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)			④進展が大きくない										
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等	(判断根拠)			<p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和5年度の環境基準の達成状況は90.0%となっている。</p> <p>○自動車騒音について、令和5年度の道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況は95.0%となっている。</p> <p>○航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は改善傾向にあり、令和5年度の環境基準の達成状況は87.0%となっている。</p> <p>○新幹線鉄道騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年横ばい傾向にあったが、令和5年度の環境基準の達成状況は50.0%となっている。</p> <p>○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあったものの、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化を一因として、大きく増加したが、その後、横ばい傾向である。令和5年度は前年より減少した。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度以降増加傾向に転じ、近年は横ばい傾向でシフトしている。</p>										
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】			-										
	学識経験を有する者 の知見の活用	【測定指標】			-										
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	<p>&lt;参考:施策の実施における活用状況&gt;</p> <p>○「我が国の環境騒音に係るあり方に関する検討会」、「悪臭公害防止強化対策に関する検討会」、「新幹線鉄道騒音の測定・評価及び対策に関する検討委員会」等を開催し、学識経験を有する者のご意見を伺いながら検討を行った。</p>			SDGs目標との関係			<p>【主な目標】</p> <p>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものである。騒音環境基準をの高い達成率を維持しつつ更なる達成率の向上に努め、また、環境基準を設定してない振動・悪臭については苦情件数を把握し、更なる苦情件数の減少に努めた。当該取組を通じて目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <p>「騒音規制法」等に基づく規制や優良事例を整理した各種マニュアル周知による各地方公共団体の取組推進等、都市部の環境上の悪影響を軽減する取組を通じて目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。</p> <p>また、風力発電施設や、省エネ型温水器等から発生する騒音に関して情報収集することは、これらの普及の一助及び騒音抑制のための技術開発につながるため、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」と目標12「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。</p>								

施策名	目標 3-3 水環境の保全(海洋環境の保全、東日本大震災に関する環境放射線モニタリングを含む。)	担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 海域環境管理室 水道水質・衛生管理室		
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。加えて安全で良質な水道水の確保を図るため、最新の科学的知見や浄水における検出状況を踏まえて水道法に基づく水質基準の逐次見直し等を行う。また、被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。このほか、安全な水道水の供給が行えるよう、適切な水道水質基準の設定等を行う。被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 水循環基本計画(令和6年8月30日閣議決定) 瀬戸内海環境保全基本計画第3の1等(令和4年2月25日閣議決定) 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針第1等(令和元年5月31日閣議決定) 第4期海洋基本計画第2部の3等(令和5年4月28日閣議決定) 総合モニタリング計画(2011年8月モニタリング調整会議決定、2025年3月改定)				

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度		目標年度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	△
					99.1	99.1	99	-	-	-	-	-		
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%) (河川)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	△
					93.1	92.4	93.8	-	-	-	-	-		
3 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%) (湖沼)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	×
					53.6	50.3	52.6	-	-	-	-	-		
4 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%) (海域)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	×
					78.6	79.8	80.5	-	-	-	-	-		

5	公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)【全体】	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	×
						88.3	87.8	89.1	-	-	-	-		
6	地下水における水質環境基準の達成率(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	△
						94.9	94.7	94.9	-	-	-	-		
7	閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%)	-	-	100	-	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	-	閉鎖性海域については、水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該海域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したものの。	△
						別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	-		
8	地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から(旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号)、測定指標として選定したものの。	×
						90.3	80	82.8	-	-	-	-		
9	水道水質基準適合率(%)	-	H16	100	-	-	-	-	-	-	-	-	水道法第4条に基づく水質基準は、「水道によって供給される水が備えなければならない水質上の要件」として定められたものであり、安全な水道水を継続的に供給するうえで、水道水の水質の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	△
						99.1	99	集計中	-	-	-	-		
測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								達成	
10	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	0		-	赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成30年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。								○	
11	アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進	-		-	水循環基本計画等に基づき、水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与することを目標とする。								○	

12	水環境中の放射性物質濃度測定実施都道府県数	47	—	放射性物質の常時監視に関する検討会報告書(平成25年12月)において、公共用水域及び地下水の測定地点は日本全国をバランスよく監視できるよう選定することとされており、全都道府県において放射性物質濃度を測定することが必要であることから、測定指標として選定したもの。	○
13	海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)に関する調査・研究結果の把握・共有	—	—	海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。	○

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号					
(1)	水質汚濁防止推進費 (平成22年度)	1.2.9	004802	(5)	地下水・地盤環境対策費 (平成19年度)	3.5	004809	(9)	海洋プラスチックごみ総合対策費 (平成19年度)	10	004814	(13)	水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費 (平成17年度)	6	002369	(17)	—	—	—
(2)	閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費 (昭和53年度)	2.4	004805	(6)	水環境に関する国際協力推進費 (平成22年度組替)	8	004810	(10)	良好な環境の創出促進事業 (令和5年度)	1.2	004818	(14)	PFAS対策推進費 (令和5年度)	1.6	019682	(18)	—	—	—
(3)	有明海・八代海等再生評価支援事業費 (有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む) (平成19年度)	4	004806	(7)	海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費 (昭和61年度)	7	004804	(11)	琵琶湖保全再生等推進費 (平成29年度)	2	004819	(15)	水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費 (令和5年度)	1	004790	(19)	—	—	—
(4)	豊かさを実感できる海の再生事業 (平成22年度)	4	004807	(8)	ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業 (平成19年度)	7	004813	(12)	環境管理技術調査検討費 (昭和50年度) 【関連R5-7、関連R5-10】	1	004786	(16)	—	—	—	(20)	—	—	—

	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり													
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(令和4年度)は99.1%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。</p> <p>○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(令和4年度)は、河川92.4%、湖沼50.3%、海域79.8%、全体87.8%であった。河川はほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼は依然として達成率が低い状況にある。</p> <p>○地下水の環境基準達成率(令和5年度)は94.9%と概ね目標値に近い。</p> <p>○閉鎖性海域における窒素及びりん環境基準達成率(令和4年度)は、東京湾100%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海(大阪湾を除く)96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度(東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海(大阪湾を除く)98%)と比べて着実に改善してきている。</p> <p>○地盤沈下監視(のための水準測量)が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、令和5年度は82.8%であり、依然として地盤沈下が生じている地域がみられる。</p> <p>○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進により、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量は減少傾向にあり、平成30年度以降はゼロを達成している。</p> <p>○水道水質基準達成率(令和4年度)は99%で概ね目標値に近い。また、水道水におけるPFOS・PFOAの暫定目標値について、食品安全委員会の評価結果等を踏まえて水質基準への引き上げを含む方向性を検討した。</p>												

評価結果	<p>目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等</p>	<p>○公共用水域における水質環境基準のうち湖沼・海域の達成率は、河川と比較して低く、目標達成に向けた更なる取組が必要である。  ○地下水質における水質環境基準の達成率は、横ばいの傾向にある。  ○閉鎖性海域における水質環境基準の達成率は、一部の地域で低く、目標達成に向けた更なる取組が必要である。  ○地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合は、近年横ばいの傾向にある。  ○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量の削減に有効かつ効率的に寄与している。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	<p>○測定指標2. 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)  ○測定指標6. 地下水質における水質環境基準の達成率(%)  ○測定指標7. 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%)  ・水質環境基準生活環境項目は生活環境を保全することを目的としたものであり、引き続き100%達成を目標とすることが妥当と考える。赤潮の発生件数については、赤潮が人為的な要因によらず発生することもあるため、引き続き具体的な数値目標は設定しないことが妥当と考える。  ・底層溶存酸素量(平成28年3月 水質環境基準に追加)について、引き続き湖沼・海域での水域類型の指定を進めるとともに、基準の達成期間を検討する。  ・引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。  ・閉鎖性海域における水質環境基準の達成率や赤潮の発生件数を踏まえ、引き続き目標達成に向けた取組を進めて行く。  ○測定指標8. 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%)  ○測定指標9. 水道水質基準適合率(%)  ○測定指標7. 公共用水域放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数(回)  ○測定指標8. 地下水放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数(回)  ・引き続き、社会的状況や過年度の調査実施状況等を踏まえ適切な目標回数を設定し、目標達成に向けた取組を進めていく。  ○測定指標10. 引き続き目標達成に向け、海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進を進める。</p> <p>—</p>
学識経験を有する者の知見の活用		<p>&lt;参考: 施策の実施における活用状況&gt;  ○中央環境審議会水環境・土壌農業部会において、「底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について」審議され、令和6年4月に答申がなされた。  ○有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行った。  ○中央環境審議会水道水質・衛生管理小委員会等において、水道水におけるPFOS・PFOAの暫定目標値の方向性について検討した。</p>	<p>SDGs目標との関係</p> <p>【主な目標】  ・地方公共団体における海洋ごみの回収・処理事業や発生抑制対策を支援するとともに、日本の海岸及び周辺海域における海洋ごみの現状やマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの実態を把握するための調査等を行い、科学的知見の蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】  ・プラスチック・スマートでは、令和6年度末までに3500件超の取組を各主体から登録いただき、つくる側、つかう側双方の幅広い関係者が一つの旗印の下で不必要な使い捨てプラスチックの使用削減や、代替素材への転換を促進することに貢献した。また、ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業では、モデル自治体を7自治体選定し、企業等と連携した取組を支援した。加えて、日本企業が有するマイクロプラスチック対策に資する先進的な技術・取組を「マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集」第2版として15例を掲載し、国内外に発信することで、海洋へのプラスチックの流出抑制に寄与した。さらに、代替素材への転換に関しては、脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業(マイクロプラスチックによる汚染防止のための化石資源由来素材からの代替)等を実施し、2件の取組を支援した。当該取組によって、目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		<p>○公共用水域水質測定結果(環境省)  ○地下水質測定結果(環境省)  ○全国の地盤沈下地域の概況(環境省)  ○水道統計(日本水道協会)</p>	

施策名	目標 3-4 土壌環境の保全	担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室		
施策の概要	<p>○市街地等における土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○土壌汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。</p>	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		

施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)  
 第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)  
 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理等  
 第3部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全に関する取組及び第5節包括的な化学物質対策に関する取組

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度	基準値	目標年度	目標値	年度ごとの実績値									
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
1 土壌汚染対策法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績=措置実施区域数/要措置区域数)	-	-	100	-	100	100	100	100	100	100	100	100	土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。	△
2 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)	-	-	100	-	100	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。	○

測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度	基準値	目標年度	目標値	施策の進捗状況(実績)									
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
3 土壌環境基準等の設定・見直し等に係る調査等の事業の実施件数	-	-	-	-	3	3	2	2	2	2	-	-	環境基本法では、環境基準について常に科学的に適切な判断を加えて改定することとしているため、土壌環境基準等の設定・見直し等を測定指標として設定した。また、これらの設定・見直し等を検討した結果、直ちに設定・見直し等を行う必要がない場合もあるため、定量的な測定指標としては検討を行った項目の数として設定した。なお、継続的に達成・維持を目指すべきものであるため、具体的な目標年度の設定は困難である。	○
					3	3	2	2	-	-	-	-		

達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 土壌汚染対策費(平成28年度)	1.2	004821	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-

(2)	環境管理技術調査検討費 (昭和50年度) 【関連R5-7、 関連R5-9】	1	004786	(6)	-	-	-	(10)	-	-	-	(14)	-	-	-	(18)	-	-	-
(3)	PFAS対策推進費 (令和5年度)	3	019682	(7)	-	-	-	(11)	-	-	-	(15)	-	-	-	(19)	-	-	-
(4)	水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費 (令和5年度)	3	004790	(8)	-	-	-	(12)	-	-	-	(16)	-	-	-	(20)	-	-	-

評価結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり																	
	目標達成度の測定結果 (判断根拠)	<p>○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は97.0%(令和5年度末)であり、概ね高い達成率で横ばいとなっている。なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策地域(以下「ダイオキシン類対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が平成27年度までに完了しており、平成26年度以降はダイオキシン類対策地域として指定された地域はないため、達成率は100%を維持している。</p>																	
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	<p>○土地の状況によっては、要措置区域への指定から措置の着手までに時間を要する場合もあり、目標として掲げる土壌汚染対策法に規定する要措置区域での措置の実施率100%には至っていない。また、市街地等で操業中の中小企業等の敷地又はその跡地といった土地については、経済的な理由等により土壌汚染対策が十分に行われていない事例が存在する場合がある。</p> <p>○土壌汚染対策法においては、改正法施行後5年を経過した場合において、その施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしており、土対法の見直しに向けた点検作業を行う必要がある。</p>																	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	2017年5月に成立した「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」(平成29年法律第33号)の附則を踏まえ、2024年7月に中央環境審議会水・土壌・農薬部会土壌制度小委員会を設置し、土壌汚染対策法の点検・見直しに係る検討を進めているところであり、その結果も踏まえて方向性を検討する。																
	【測定指標】	適切に測定できていることから、変更しない。																	
学識経験を有する者の知見の活用	<p>&lt;参考：施策の実施における活用状況&gt;</p> <p>○土壌汚染対策法の点検・見直しにおいて、中央環境審議会水・土壌・農薬部会土壌制度小委員会等を設置し、学識経験を有する者も委員として参画し、その知見を活用して、見直しの論点等について一定の成果を得た。</p> <p>○低コスト・低負荷な土壌汚染対策の実証試験の実施において、学識経験を有する者が委員として参画し、実証試験を行う事業者に対して助言や評価を行い、実証試験について一定の成果を得た。</p>	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】</p> <p>土壌汚染状況の調査・対策手法等に関するガイドライン等の作成・改訂を行うとともに、調査・対策の実施状況等について情報の収集及び関係者への提供、低コスト・低負荷な土壌汚染対策の実証試験等を実施し、土壌汚染対策法の着実かつ円滑な施行に努めた。</p> <p>当該取組を通じて、目標3番「全ての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <p>土壌汚染対策法において指定される特定有害物質の見直しに関する検討にあたり、1,4-ジオキサンや六価クロムにおいて、R5年度業務の中での有識者検討会等での専門家の意見も踏まえ、継続して検討が必要と考えられる事項(調査方法や基準見直し)について、過去の検討経緯や他の特定有害物質の調査方法との整合性、基準値の評価方法を考慮した上で、その対応案に関する議論を行い、試料採取方法や基準値改正の考え方等に一定の成果が得られた。当該取組によって、目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。</p>																
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省)</p> <p>○各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省)</p> <p>○各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)</p>																		

施策名	目標 3-5 ダイオキシン類・農薬対策		担当部局名	水・大気環境局 環境汚染対策室 農薬環境管理室									
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水域基準)を設定する。			政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月						
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、リスク評価を行い、必要な農薬について水域基準を設定する。			政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等												
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度		目標年度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			R9年度
1 ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年)	-	-	176	-	176	176	176	176	176	176	176	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※)の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 (※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する(削減目標量:176g-TEQ/年))	○
					96	102	101	-	-	-	-		
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度		目標年度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			R9年度
2 水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)	-	-	618	R6年度	597	601	608	618	-	-	-	農薬取締法に基づき、最新の科学的な知見に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水域基準)を迅速かつ的確に設定することにより、農薬の生態系へのリスク低減に資することができるため、水産基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。	△
					593	598	605	609	-	-	-		
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						達成		
3 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	1		-		ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。						△		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) ダイオキシン類総合対策費(平成12年度)	1,3	004823	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 農業環境影響評価対策費(平成17年度)【関連R6-11】	2	004822	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) -	-	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり											
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	(判断根拠)	<p>○令和5年度のダイオキシン類排出総量は、ダイオキシン類を排出する事業者における、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守等の取組により、当面の間の目標量を下回っている状況であり、削減目標の達成が確認されるとともに、減少の一途を辿っている。また、令和5年度の全国環境調査結果では、大気・地下水・土壌は100%、その他も概ね環境基準を達成している。</p> <p>○水域基準については、目標数にわずかに至らなかったものの、おおむね達成している。</p>											
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	<p>【施策】</p> <p>○改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限りダイオキシン類の排出量を削減する努力を継続する。</p> <p>○農業の使用に伴う生態系へのリスク低減に資するため、引き続き、最新の科学的な知見等に基づく農業のリスク評価を適切に行い、生活環境動植物の被害防止に係る農業登録基準の設定を、迅速かつ的確に行っていく。</p>											
	学識経験を有する者の知見の活用	【測定指標】	<p>&lt;参考: 施策の実施における活用状況&gt;</p> <p>○学識経験者を委員とする水域の生活環境動植物登録基準設定検討会及び中央環境審議会水環境・土壌農業部会農業小委員会を開催し、審議を行った(令和5年度)。</p>											
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)</p> <p>○各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果</p>													

SDGs目標との関係

【主な目標】  
ダイオキシン類の削減を図ることで、健康リスクを低減し、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。農業のリスク評価及びリスク管理を適切に行うことで、農業使用に起因する公共用水域の汚染防止を図ることを通じて、目標6「安全な水とトイレを世界中に」の達成に貢献できた。

【副次的効果が期待される目標】  
ダイオキシン類の削減を図ることで、環境に与える影響を低減し、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。農業のリスク評価及びリスク管理を適切に行うことで、農業の使用に伴う生態系へのリスク低減を通じて、目標15「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。



施策名	目標 3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)	担当部局名	水・大気環境局 海洋環境課		
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ○総合モニタリング計画(2011年8月モニタリング調整会議決定、2024年3月改定)				

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
	基準年度	目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度				
1 公共用水域放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数(回)	-	-	3145回	-	3145	3145	3145	3145	-	-	-	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、公共用水域の放射性物質モニタリングを実施し、環境中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	△
					3145	3144	3144	3144	-	-	-		
2 地下水放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数(回)	-	-	369回	-	919	919	915	909	-	-	-	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、地下水の放射性物質モニタリングを実施し、地下水中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	△
					919	909	878	854	-	-	-		
3 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査の延べ調査回数(回)	-	-	144回	-	144	144	144	144	-	-	-	被災影響海域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、被災影響海域における海洋環境関連モニタリングを実施し、海域環境中の放射性物質等に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	○
					144	144	144	144	-	-	-		
4 ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査の延べ調査回数(回)	-	-	492回	-	-	302	492	492	-	-	-	国民の不安解消や、風評の抑制のため、ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリングを実施し、放出開始前後の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況やALPS処理水放出に係る社会的な状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	×
					-	302	492	432	-	-	-		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	
(1) 公共用水域放射性物質モニタリング調査(平成23年度)	1	000643	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-	
(2) 地下水放射性物質モニタリング調査(平成23年度)	2	000643	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-	
(3) 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成23年度)	3	000643	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-	
(4) ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海洋環境モニタリング調査	4	000643	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-	
(各行政機関共通区分)			③相当程度進展あり												
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	天候等免れない理由による欠測を除き、概ね目標通りの調査を実施できた。												
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		○各モニタリング事業により環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報を収集・蓄積し発信することで、被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に有効に寄与している。 ○天候等による欠測についてはやむを得ないものであるが、できる限り減らすよう引き続き努める。												
	次期目標等への反映の方向性	【施策】  【測定指標】	○次期の施策の達成すべき目標について 引き続き、被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資することを目的として、公共用水域、地下水、海域における放射性物質等のモニタリングの目標回数を達成し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報を収集・蓄積する。  ○指標の目標の妥当性について 引き続き、社会的状況や過年度の調査実施状況等を踏まえて適切な目標回数を設定し、100%達成することを目標とする。												
学識経験を有する者の知見の活用	<参考：施策の実施における活用状況> ○水環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会等において、前年度に実施した調査結果について評価を行った。						SDGs目標との関係			【主な目標】 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質等に係る海域のモニタリング及びALPS処理水の海洋放出に係る放射性物質の海洋環境モニタリング等を実施し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報の収集・蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。  【副次的効果が期待される目標】 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質等に係る公共用水域、地下水における放射性物質等のモニタリングを実施し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報の収集・蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」の達成に貢献できた。					
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○福島県及び周辺都県の公共用水域における放射性物質モニタリング結果(環境省) ○地下水質のモニタリング調査における放射性物質の測定結果(環境省) ○東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査(環境省) ○ALPS処理水海域モニタリング測定結果(環境省)														

施策名	目標 5-4 動物の愛護・管理											担当部局名	自然環境局 総務課動物愛護管理室						
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。											政策評価実施予定時期				政策評価実施時期	令和 7年 8月		
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の返還及び譲渡を積極的に進めること並びに、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭以下)											政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進						
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					達成		
	基準年度	目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度										
1 自治体における犬及び猫の返還・譲渡率の増加(増加傾向維持)	61.80%	H30年度	増加傾向維持	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。	○					
2 自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭以下)	38千頭	H30年度	2万頭	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。	○					
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号		
(1)	動物の愛護及び管理事業(平成18年度)	1.2	4987	(5)	-	-	-	(9)	-	-	-	(13)	-	-	-	(17)	-	-	
(2)	-	-	-	(6)	-	-	-	(10)	-	-	-	(14)	-	-	-	(18)	-	-	
(3)	-	-	-	(7)	-	-	-	(11)	-	-	-	(15)	-	-	-	(19)	-	-	
(4)	-	-	-	(8)	-	-	-	(12)	-	-	-	(16)	-	-	-	(20)	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	(判断根拠)	返還・譲渡率は、目標のとおり増加傾向にある。また、殺処分数は0.9万頭で、目標値の2万頭を下回っている。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	返還率の向上や譲渡促進といった殺処分数の減少に寄与する施策を継続することで殺処分数の削減を図る。		
		【測定指標】	<自治体における犬及び猫の返還・譲渡率の増加(増加傾向維持)> <自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭以下)> 指標は「基本指針」に沿って設定している。 基本指針には、「(前略)個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の殺処分数について、平成30年度比50%減となるおおむね2万頭を目指すこと」とされている。 以上を踏まえ、目標達成に向けた「マイクロチップの装着義務化」や「譲渡促進事業」等の施策による効果を測定するため、「殺処分数の減少」と「返還・譲渡率の増加」の2つの指標を引き続き用いる。		
	学識経験を有する者の知見の活用	<参考:施策の実施における活用状況> 中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。	SDGs目標との関係	【主な目標】 災害時におけるペット連れ被災者の一時預かり拠点施設としても活用される自治体の動物収容・譲渡施設の新改築等の事業の支援を通じて犬及び猫の返還及び譲渡を積極的に進めることで、人と動物の共生する社会の実現を図り、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 自治体や民間団体と連携して犬及び猫の返還及び譲渡を積極的に進めることにより、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要				

施策名	目標 5-5 自然とのふれあいの推進	担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課 総務課国民公園室 野生生物課		
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。	政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進		

施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)  
 第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等  
 生物多様性国家戦略2023-2030第1部等  
 新時代のインバウンド拡大アクションプラン  
 骨太の方針2023第4章  
 新資本主義戦略フォローアップⅢ等  
 観光立国推進基本計画第3

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
	基準年度	目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度				
1 自然公園の年間利用者数の推移(千人)※暦年	-	-	前年度実績値比1%増	-	559,888	547,888	689,655	797,054	-	-	-	自然とのふれあいの機会を増加させるため、自然公園の年間利用者数を評価する。	○
					542,463	682,827	789,163	集計中	-	-	-		
2 エコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定を受けた地域を1以上有する都道府県数	-	H20年度	47	R10年度	-	-	22	27	32	37	42	全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。	×
					15	17	18	19	-	-	-		
3 温泉の自噴湧出量(L/分)	651,265	S45年度	前年度の水準を維持	-	680,000	671,354	672,510	667,434	-	-	-	温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧出量」を把握することで定量的に把握することが可能となるため。	△
					671,354	672,510	667,434	集計中	-	-	-		
4 国民公園等年間利用者数(千人)	-	-	前年度実績値比1%増	-	3,936	4,883	9,520	12,727	-	-	-	旧皇室園地として日本の歴史・伝統に触れつつ、緑や庭園を手軽に楽しめる場を提供するため、国民公園等の年間利用者数を評価する。	○
					4,834	9,426	12,601	13,660	-	-	-		
5 国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	-	-	12	R6年度	12	12	12	12	12	12	12	自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るため、国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数を評価する。	○
					12	12	12	12	-	-	-		
6 国立公園訪日外国人利用者数	-	-	667万人	R7年度	-	-	-	-	667万人	-	-	・政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ国内外利用者をコロナ影響前の水準に回復することを新たな目標として設定しているもの。	○
					-	-	585万人	844万人	-	-	-		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 国立公園等 利用等推進 事業費	1,2,5,6	004894	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 自然公園等 事業費等 (平成6年度)	4,5	004921	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) 温泉の保護 及び安全・適 正利用推進 事業 (平成18年 度)	3	004920	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) 国民公園等 魅力向上推 進事業 (令和2年度)	4	004924	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり											
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等	(判断根拠)	測定指標のうち、自然公園の年間利用者数の推移については、目標を達成した。三陸復興国立公園は、今年度の結果をもって判断する。 測定指標のうち、温泉の自噴湧出力については、令和6年度は集計中だが、令和5年度はおおむね前年度の水準を維持している。 測定指標のうち、国立公園訪日外国人利用者数については、目標年より1年早く、目標を達成した。 エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数については目標数値を下回っているものの、他の指標においては目標を上回って推移していることから、相当程度進展ありと判断する。											
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】	<p>&lt;安全で快適な自然とのふれあいの場の提供・人材育成&gt; ・ポスト2020国際枠組み等の構築を見据え、生物多様性の主流化に向け、自然とのふれあいが更に重要になると考えられることから、引き続き目標を推進する。</p>											
	【測定指標】	<p>&lt;自然公園の年間利用者数の推移&gt; ・自然公園法に基づく自然公園全体で自然ふれあい活動の推進を行っていくために適切な指標であり、次年度も継続して設定する。</p> <p>&lt;エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数&gt; ・エコツーリズム推進全体構想について、令和10年度に全体構想認定数が1以上ある都道府県数が47になることを目標として、毎年4～5件認定することを次年度以降の目標とする。</p> <p>&lt;温泉の自噴湧出力&gt; ・温泉の自噴湧出力が前年度水準をおおむね維持していることをもって、温泉法の適正な運用により温泉資源が保護されていることを定量的に確認できることから、引き続き温泉の自噴湧出力の維持を目標とする。</p> <p>&lt;国民公園年間利用者数の推移&gt; 利用者数の推移を測定し各施策による利用者数の増加を把握するため、国立公園の利用者数は測定指標1に統合し、次年度以降は国民公園等の利用者数のみを測定指標4として設定する。</p> <p>&lt;国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数&gt; 自然とのふれあいの推進を直接的に評価する指標ではなく、当該指標の実績向上に直結する事業が存在しないため、施策目標の測定指標としては不適と判断し削除する。</p> <p>&lt;国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数&gt; 国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数は、生物多様性国家戦略2023-2030に掲載されていないことから、当該目標を、同戦略中に「行動目標&gt;具体的施策&gt;2-5-12 次世代の鳥獣保護管理の担い手の確保・育成」として掲載されている、 &lt;都道府県当たりの専門的知見を有する職員の平均数&gt;に見直す。</p> <p>&lt;国立公園訪日外国人利用者数&gt; インバウンドの回復を受けて、新型コロナウイルスによる影響を受ける前の数値を目標として、段階的な回復を目指してきたが、1年前倒して達成した。政府目標(2030年訪日外国人旅行者数6,000万人)を踏まえた国立公園の2030年目標については、令和7年度中に設定予定。</p>												

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>&lt;参考・施策の実施における活用状況&gt;          国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、国立公園の利用者数や取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。</p>	<p>SDGs目標との関係</p>	<p><b>【主な目標】</b>          ・国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与するため、自然資源や景観の保全をしつつ、自然公園を自然ふれあいの場所として提供し、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図った。これらは、目標3番「すべての人に健康と福祉を」、14番「海の豊かさを守ろう」及び15番「陸の豊かさを守ろう」への達成に貢献できた。</p> <p><b>【副次的効果が期待される目標】</b>          自然公園では、山や里、川、海などをフィールドとした、自然ふれあいプログラムの実施し、自然環境調査、外来生物駆除など、子どもパークレンジャーとしての仕事体験の機会を提供している。このことは、親も含めた目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献できた。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>自然公園等利用者数調</p>		



令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書

(環境省 R6 - ②6 )

施策名	目標 5-7 国際観光資源の整備	担当部局名	自然環境局 総務課 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課		
施策の概要	美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により国内外の旅行者の地域での体験や滞在の満足度の向上を図るとともに、地域の経済社会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資される好循環を生み出す。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	2025年までに国内外の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させ、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標や、2023年3月に策定された「観光立国推進基本計画」に掲げる2025年までに訪日外国人利用者数を2019年水準超えにする目標と「観光先進国」の実現に貢献するとともに、国立公園の保護と利用の好循環を実現する。	政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定)第3 2.(3)① 等				

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成			
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値													
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度							
1 国立公園訪日外国人利用者数	490万人	H27年度	667万人	R7年度	-	-	-	-	667万人	-	-	-	-	-	・政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」及び「観光立国推進基本計画」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ国内外利用者をコロナ影響前の水準に回復することを新たな目標として設定しているもの。	○
2 滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数(累積)	-	-	35拠点	R7年度	20拠点	25拠点	30拠点	-	35拠点	-	-	-	-	-	・利用拠点計画に基づき、滞在環境の上質化に向けて、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善の事業を実施することにより、国立公園利用者の体験滞在の満足度向上やリピーター増加に繋がることから、測定指標として選定している。目標値は、従前の実績と利用拠点数の増加傾向をベースに設定している。	-
3 利用施設の多言語化	-	-	111施設	R10年度	40施設	40施設	40施設	79施設	87施設	95施設	103施設	-	-	-	・国立公園等の自然体験拠点における案内板や、ビジターセンター等の施設を中心として、スマホアプリ、QRコード等のICTを駆使し、現地の自然・文化・歴史がつながる奥深い多言語解説を面的に充実させる目標を定めたもの。令和5年度実績において、当初の目標数を大きく上回って整備は進んでいる状況であるが、まだ多言語化を望む施設は残されており、引き続き整備を加速させていくことから、令和5年度整備実績をベースとし、年間8施設を整備、令和10年度において111施設の整備を目標とする。	○
4 ビジターセンター等機能強化	-	-	74施設	令和10年度	60施設	60施設	60施設	62施設	65施設	68施設	71施設	-	-	-	・国立公園の利用拠点であるビジターセンター等の情報提供機能を強化することにより、体験滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、機能強化の実施施設数を目標として定める。 ・自然を満喫できるアクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供する機器等の整備、VR等のデジタル技術を活用した国立公園の理解を深める情報提供施設等の整備のいずれかを実施した場合には、1施設としてカウントする。令和5年度実績により、当初の目標数を概ね達成できる見通しとなったが、(仮称)日高山脈襟裳十勝国立公園の新規指定等により、一層の情報提供機能の強化が必要となることから、目標年を令和10年度とし、目標数を74施設とする(3施設/年)。	○
5 国立公園一括情報サイトへの訪問回数	-	-	24万	R7年度	24万	24万	24万	24万	24万	-	-	-	-	-	・訪日外国人に対して、効果的・効率的な国立公園の情報発信を行うため、JNTOグローバルサイト内に国立公園の一括情報サイトを構築(H31.2)し、当該サイトをランディングサイトとして充実させると共に、同サイトへ誘導する情報発信を行っているため、同サイトにおけるユーザーの閲覧状況を計る目標を定めたもの。 なお、目標値は、「国立公園満喫プロジェクト」において、国内外の国立公園利用者を新型コロナウイルス感染拡大影響前の水準に回復させることを目標としていることを踏まえ、コロナ影響前の令和元年度の実績値を設定し、令和6年度実績より毎年確実に取得し比較可能なサイト訪問者数とする。	×
6 国立公園における自然体験アクティビティガイドラインを満たす自然体験アクティビティ数	-	-	600	R5年度	-	500	600	600	-	-	-	-	-	-	自然体験活動促進計画、インタープリテーション計画等の計画に基づき自然体験アクティビティの整備が進むことにより、滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、国立公園における自然体験アクティビティガイドラインのフェーズ1を満たす自然体験アクティビティ数を目標として定める。	○

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業(令和元年度)	1.2	004265	(5) 京都御苑訪日外国人観光促進事業(令和2年度)	1	004279	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 国立公園等多言語解説等整備事業((旧)国立公園多言語解説等整備事業)(平成30年度)	1.3	004266	(6) 国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業(令和3年度)	1.6	004569	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) 国立公園等利用促進事業(令和元年度)	1.4	004268	(7) 京都御苑魅力向上資源アーカイブ事業(令和3年度)	1	004598	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) 国立公園利活用促進円滑化事業(令和元年度)	1.5	004269	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり											
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	(判断根拠)	測定指標のうち、国立公園訪日外国人利用者数については、目標を1年前倒して達成。 測定指標のうち、滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数については、目標を達成 測定指標のうち、利用施設の多言語化については、目標を達成。 測定指標のうち、国立公園一括情報サイトへの訪問回数については、目標達成率約75%ながら、令和5年度から令和6年度にかけて36%増加するなど、数値は毎年増加している状況。 測定指標のうち、国立公園における自然体験アクティビティガイドラインを満たす自然体験アクティビティ数については目標を達成。											
	【施策】	インバウンドの回復を受けて、2021年以降の訪日外国人利用者数の目標設定については、2025年までに訪日外国人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させることとし、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標と「観光先進国」の実現に貢献することとする。												
	次期目標等への反映の方向性	【測定指標】	<国立公園訪日外国人利用者数> インバウンドの回復を受けて、新型コロナウイルスによる影響を受ける前の数値を目標として、段階的な回復を目指す。令和6年に1年前倒して目標を達成。政府目標(2030年訪日外国人旅行者数6,000万人)を踏まえた国立公園の2030年目標については、令和7年度中に設定予定。 <滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数> 利用拠点の再生・上質化が進むことで魅力が向上し、来訪者の増加、滞在時間の増加が図られるため、引き続き、官民による国立公園利用拠点計画を作成し、滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数の増加を図っていく。次回からは、取組地域拡大の観点から、単年度毎の事業実施拠点数のカウント方法から、事業開始以降累計の事業実施拠点数のカウント方法に変更する。 <利用施設の多言語化> 令和5年度目標に対し、目標値を大きく超えて整備は進んでいるが、外国人観光客が情報収集を行う際のツールとして引き続きの整備が必要なことから、令和5年度までの取組状況を踏まえ、令和6年度以降の整備目標を設定して、取組を進める。 <ビジターセンター等機能強化> 国立公園等利用の拠点となるビジターセンターの機能強化を図ることで、外国人観光客にわかりやすく国立公園の魅力を伝えることが可能となることから、令和6年度までの取組状況を踏まえ、令和7年度も令和6年度までと同程度の整備目標を設定して取組を進める。 <国立公園一括情報サイトの訪問回数等> 国立公園一括情報サイトについて、新型コロナウイルスによる影響を受ける前の数値を目標として、引き続き訪問回数等の段階的な回復を目標とする。 <国立公園における自然体験アクティビティガイドラインを満たす自然体験アクティビティ数> 地域事業者と地方環境事務所間との連携強化、収集スキームの見直しを図ることで目標達成。令和6年度までの状況を踏まえ、令和7年度以降の達成目標を設定して取組を推進する。											

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>&lt;参考: 施策の実施における活用状況&gt;          国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。</p>	<p>SDGs目標との関係</p>	<p>【主な目標】          国立公園利用者を誘致し、体験の場、コンテンツを整備することで、「観光先進国」の実現に貢献するとともに、国立公園の保護と利用の好循環を実現することを目指しており、国内を代表する貴重な自然環境を有する国立公園の自然環境の保全に資することから、目標14「海の豊かさを守ろう」、15「陸の豊かさを守ろう」に貢献した。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】          国立公園利用者を誘致し、体験の場、コンテンツを整備するにあたり、地域との連携・協働により実施していること、国立公園の多くが過疎地域を含み、過疎地域における地域活性化に繋がることから、目標11「住み続けられるまちづくりを」、17「パートナーシップで目標を達成しよう」に貢献した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>国立公園訪日外国人利用者数推計値</p>		

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書

(環境省 R6 - ③① )

施策名	目標 7-1 公害健康被害対策(補償・予防)	担当部局名	環境保健部 企画課 保健業務室										
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づき認定患者への迅速かつ公正な補償給付等を実施するとともに、健康被害予防事業や地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月								
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。	政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進										
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等												
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
			基準年度	目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
1 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)(%)	-	-	80	-	80	80	80	80	-	-	-	公害健康被害予防事業については、参加者のニーズに合った効果的な事業の実施に係る測定指標として、毎年度の事業参加者アンケートにおける満足度を選定する。回答者の80%以上の方から、5段階の上位2段階までの評価が得られることを毎年度の目標として設定する。	○
2 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合(%)	-	-	80	-	80	80	80	80	-	-	-	公害保健福祉事業については、被認定者に占める事業に参加した者の延べ人数の割合を測定指標として選定する。これが80%以上となることを毎年度の目標として設定する。	×
3 環境保健サーベイランス調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査))	-	-	60,000人及び75%	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	-	-	-	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として選定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。	○
4 環境保健サーベイランス調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査))	-	-	60,000人及び75%	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	-	-	-	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として設定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。	○
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									達成	
5 公健法に基づく補償等の進捗状況	-	-	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。									○	

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 公害健康被害対策(補償・予防)事業(昭和49年度)	1.2.5	4940	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 環境保健施策基礎調査(環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査))(平成8年度)	3.4	4941	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) イタイイタイ病等に関する研究・調査事業(昭和47年度)	5	4985	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-
評価結果	(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり											
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	<p>1 公害健康被害予防事業については、(独)環境再生保全機構の第五期中期目標及び第五期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。参加者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られることを目標としており、令和6年度においても目標を達成した。</p> <p>2 公健法第46条に基づき各地方公共団体が行う公害保健福祉事業については、当該事業に参加した者の延べ人数が被認定者に占める割合が80%を超える目標を設定したが、被認定者の高齢化等により参加型のプログラムへの参加が難しくなっている側面等もあり、令和6年度については目標に達しなかった。</p> <p>3・4 環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的として実施しているものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率は、本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、3歳児調査及び6歳児調査の両方で目標を達成した。</p> <p>5 公健法の被認定者への公正な補償給付を着実に支給した。</p>											
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		2 事業としては一定の参加率が確保できていると考えるが、被認定者の高齢化等により参加型のプログラムへの参加が難しくなっていることなどが想定される。 3・4 環境保健サーベイランス調査は、調査の回答率・質を維持しつつ、効率化を目指して、健康調査の電子化・オンライン化に移行する必要がある。											
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	1 参加者のニーズに合った効果的な事業を実施するため、事業参加者アンケートにおける満足度を測定指標として継続して設定する。 2 事業としては一定の参加率が確保できていると考えるが、被認定者の高齢化等により参加型のプログラムへの参加が難しくなっていることなどが想定される。 3・4 環境保健サーベイランス調査は、健康調査の電子化・オンライン化の移行後も引き続き信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として継続して設定する。											
学識経験を有する者の知見の活用	<参考: 施策の実施における活用状況> 補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また公害健康被害予防事業については、ぜん息等の知識を有する医師等の助言を受けながら実施している。大気汚染による健康影響の継続的監視を担う環境保健サーベイランス調査においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。		SDGs目標との関係			<p>【主な目標】</p> <p>3・4 環境保健サーベイランス調査は、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的として実施しているものである。これらにより、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <p>3・4 環境保健サーベイランス調査の結果は公表されており、目標8「働きがいも経済成長も」と目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に貢献できた。</p>								
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		<p>1 ソフト3事業の事業実施効果の測定及び把握におけるアンケート調査結果</p> <p>2 令和6年度公害保健福祉事業補助金の事業実績報告について</p> <p>3・4 大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告</p>											

施策名	目標 7-2 水俣病対策										担当部局名	環境保健部 企画課 特殊疾病対策室			
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年7月公布・施行)」等に基づき、水俣病被害者の救済、水俣病発地域域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、関係者の皆様からの御意見・御要望を伺い、信頼関係を育みながら水俣病対策を前進させるための施策を実施する。 ※「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病にかかる補償給付については7-1に記載。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月	
達成すべき目標	水俣病被害者の救済、水俣病発地域域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。										政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
	基準年度		目標年度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度				
1 水俣病被害者に対する療養費の支給(支給額・百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給を行っている。 ・水俣病被害者の救済を行うためには、予算事項の大部分を占める水俣病被害者に対する療養費の支給を確実に行うことが必要であるため、その支給額を測定指標として設定した。指標の性質上、目標値は設定できない。	-	
2 水俣病に関する総合的研究について、外部評価委員会における全研究の総合評価点(5点満点)の平均	-	-	3	-	3	3	3	3	-	-	-	-	・水俣病に関する総合的研究において、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見が充実すると考えられるため、各年度の全研究の総合評価点の平均を測定指標として設定した。	○	
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)	1, 2	4960	(5)	-	-	(9)	-	-	(13)	-	-	(17)	-	-	
(2)	-	4984	(6)	-	-	(10)	-	-	(14)	-	-	(18)	-	-	
(3)	-	-	(7)	-	-	(11)	-	-	(15)	-	-	(19)	-	-	
(4)	-	-	(8)	-	-	(12)	-	-	(16)	-	-	(20)	-	-	

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成		
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	①「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あとう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に行われている。 ②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、水俣病に関する総合的研究を実施しているところ、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねている。		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」等に基づき、あとう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に実施し、また、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねており、これを継続して実施することが必要である。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	上記の成果を踏まえ、これを継続して実施する。		
		【測定指標】	①水俣病被害者に対する療養費の支給(支給額・百万円)、②水俣病に関する総合的研究について外部評価委員会における全研究の総合評価点(5点満点)の平均について、引き続き同様の指標を用いる。		
学識経験を有する者の知見の活用	<参考:施策の実施における活用状況> 水俣病に関する総合的研究において、学識経験を有する者の知見を活用し、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見の充実を図っている。		SDGs目標との関係	【主な目標】 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者の救済、水俣病発地域域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施した。当該取り組みによって、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。  【副次的効果が期待される目標】 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病発地域域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策、「環境首都水俣」創造施策(水俣病発地域域ゼロカーボン産業団地創出等事業や公共空間整備事業、低炭素型観光推進事業)を実施した。当該取組によって、目標11「住み続けられるまちづくりを」と目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	熊本県からの提供資料				

施策名	目標 7-3 石綿健康被害救済対策	担当部局名	環境保健部 企画課 石綿健康被害対策室															
施策の概要	石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。			政策評価実施予定時期	政策評価実施時期	令和 7年 8月												
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。			政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進													
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																	
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成					
			基準年度	目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度							
1 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(日)	164日	H31年度～5年度 131日(過去5年間の平均値より2割削減)	R10年度	120	120	120	131	131	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。</li> <li>事務手続の効率化や必要な提出書類に関する医療機関への周知等の取組を実施することにより、平成26年度以降は、制度発足当時(平成18年度)の平均処理日数(173日)の3割減(120日)を維持するよう目標を設定(令和5年度まで)、令和6年度からは過去5年実績(平成31年度～令和5年度)の平均値(164日)より2割以上短縮した平均131日以内となるよう目標を設定。</li> </ul>	○						
2 石綿読影の精度確保等調査事業の参加自治体数	32自治体	R2年度	R6年度	32自治体	34自治体	34自治体	33自治体	-	-	-		<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の石綿読影精度向上や効果的・効率的な健康管理の在り方について検討を行うためには、事業により多くの自治体が参画することが期待されるため、前年度以上の参加自治体数を得ることを目標としている。</li> <li>また、石綿読影の精度向上のためには多くの知見を収集する必要があり、読影調査結果を評価・検証するためには事業開始から5年程度を要することから、目標年度は令和6年度に設定している。</li> </ul>	○					
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号		達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号			
(1)	石綿問題への緊急対応に必要な経費(平成18年度)	1、2、3	4948	(5)	-	-	-	(9)	-	-	-	(13)	-	-	(17)	-	-	-
(2)	-	-	-	(6)	-	-	-	(10)	-	-	-	(14)	-	-	(18)	-	-	-

(3)	-	-	-	(7)	-	-	-	(11)	-	-	-	(15)	-	-	-	(19)	-	-	-
(4)	-	-	-	(8)	-	-	-	(12)	-	-	-	(16)	-	-	-	(20)	-	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成																	
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>①石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数の目標を平成26年度以降120日に設定し、令和元年度まではこれを達成していたが、新型コロナウイルスの影響により医学的判定に係る審議を一時期中断したこと等により、令和2年度から令和5年度は目標を達成できなかった。このような状況を受け、平時・緊急時を問わず医学的判定の審議が継続できるよう令和4年度から石綿健康被害判定業務ICT化システムを導入した。これらの取組により、石綿法に基づき、令和5年度末までに19,181件(令和4年度末:18,038件)が認定され、被害者及び遺族の救済は着実に進んでいる。</p> <p>②石綿ばく露による健康被害の可能性がある方について、健康管理の在り方を検討するため、読影精度確保等調査を実施。自治体の読影精度向上のためには、より多くの自治体が参画する必要があるため、前年度事業未実施の自治体に参加を促した結果、33自治体が参画し、当年度の目標を達成した。</p>																	
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	-																		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	-																	
		【測定指標】	-																	
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会において、石綿による健康被害の救済に係る医学的判定について審議をいただいている。</li> <li>有識者による「石綿読影の精度確保等に関する検討会」において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいている。</li> </ul>		SDGs目標との関係	<p>【主な目標】</p> <p>石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済に務めた。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進した。これらにより、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <p>石綿読影の精度確保等調査事業を実施することにより、自治体の既存検診の機会を利用した石綿関連疾病の早期発見が期待される。これにより、自治体から委託を受けた医師の読影精度も向上することが考えられ、目標8番「働きがいも経済成長も」への達成に貢献できた。</p>																
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の主な結果及び今後の考え方について(最終とりまとめ)(石綿ばく露者の健康管理に関する検討会報告書(令和2年3月))</li> <li>石綿読影の精度確保等調査の主な結果及び今後の考え方について(石綿読影の精度確保等に関する検討会報告書(令和7年3月))</li> <li>令和6年度石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料(独立行政法人環境再生保全機構)【予定】</li> </ul>																			

施策名	目標 7-4 環境保健に関する調査研究										担当部局名	環境保健部 企画課熱中症対策室		
施策の概要	近年、温暖化や高齢化の影響で、熱中症による死亡者が高い水準で推移している状況を踏まえ、熱中症に関する普及啓発、改正気候変動適応法に基づく新たな制度の執行に係る検討等を実施する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促すとともに、極端な高温の発生も見据え、改正適応法に基づく新制度を活用した対策を講じることで、熱中症による健康被害を抑えていく。										政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進		
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等</li> <li>熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)</li> <li>経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和6年6月21日) 6.(2)(安全・安心)</li> <li>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和6年6月21日) IX.1.(3)②</li> </ul> において熱中症対策を記載													
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度		目標年度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
1 高齢者における 予防行動を行 っている・心 掛けている 者の割合 (%)	-	-	-	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	熱中症に対する危険性や、熱中症警戒アラート発表時には気を付ける必要があることを認識した上で、熱中症予防行動を取ることが重要。特に水分・塩分補給やエアコン利用の徹底などの予防行動につなげることが必須。なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定するものとし、目標値設定に当たっては令和6年度から開始予定のアンケート結果を踏まえ精査していく。	-
2 普及啓発の 強化、改正気 候変動適応 法に基づく施 策の実施等、 R6年度(改正 法)の全面施 行)時点と比 較し、一層の 熱中症対策を 行う地方自治 体の増加割 合(%)	-	令和6年度	50	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	地域における対策の一層の強化のため、地方公共団体において ・熱中症警戒アラート等の活用、エアコン高齢者普及啓発の強化 ・改正気候変動適応法に基づく施策の実施 等これまで以上の地域における熱中症対策を強化を求めていく。 なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定する。目標の達成状況の確認については、地方公共 団体向けに「熱中症警戒アラート」等に関する意識調査を実施予定。	-
3 熱中症による 5年移動平均 死亡者数 (人)	1,295	令和4年度 (概数)	650	R12年度	-	-	1,200	1,100	1,000	900	-	-	令和5年5月に閣議決定した「熱中症対策実行計画」において、「中期的な目標(2030年)として、熱中症による死亡者数(5年移動平均死亡者数)について、現状から半減することを目指す。」としており、これを目標値として設定する。	x
					-	-	1,308	1,489	-	-	-	-		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 熱中症対策 推進事業 (平成24年 度)	1, 2, 3	005680	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) -	-	-	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) -	-	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	④進展が大きくない											
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等	(判断根拠)	高齢者における予防行動を行っている・心掛けている者の割合は前年度の77.8%から89.7%と11.9%上昇し、9割近い割合となった。一方、熱中症死者数については、1,000人以下を目標としていたが、達成できなかった。											
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】	-											
学識経験を有する者 の知見の活用	SDGs目標との関係	【測定指標】	-											
		<p>&lt;参考: 施策の実施における活用状況&gt; 熱中症対策については、有識者による議論を踏まえ、熱中症警戒アラートの活用や改正気候変動適応法に基づく新たな制度等を踏まえ検討を行っている。</p>	<p>【主な目標】 令和6年度は、「地方公共団体におけるアウトリーチ活動事例収集及び支援業務」等において、地方公共団体における見守り・声かけ等の取組みを支援し、熱中症弱者における熱中症対策を推進し、地方公共団体の取組を支援した。これらにより、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】 ・各種広報活動や熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を通じ、様々なルートで関係機関等へ周知し、高齢者等の熱中症弱者への熱中症対策を推進したことで、目標1「貧困をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。 ・改正気候変動適応法により作成された「熱中症対策実行計画」に基づき、「熱中症対策推進会議」の関係府省庁及びその他関係機関との連携を強化し、熱中症対策を強化することで、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。</p>											
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	人口動態統計													

施策名	目標 8-1 経済のグリーン化の推進	担当部局名	大臣官房 環境経済課 総合政策課		
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。	政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第2章他」(令和6年5月21日閣議決定)				

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
	基準年度	目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度				
										目標年度			
1 環境産業の市場規模(兆円)	約90	H18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。	○
2 環境産業の雇用規模(万人)	約219	H18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の雇用規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。	○
3 地方公共団体におけるグリーン購入実施率(%)	58	R3年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	国及び独立行政法人等に限らず、努力義務である地方公共団体のグリーン購入の取組実施率が着実に向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場拡大に資すると考えられるため。	x
4 国等における環境配慮契約実績(電気:高圧・特別高圧)契約割合(%)	86	R3年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	国及び独立行政法人等における電力の供給を受ける契約の環境配慮契約実施割合が着実に向上することによって、温室効果ガス等の排出の削減に資すると考えられるため。	x
5 エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	6,971	H23年度	9,000	R3年度	9,000	9,000	9,000	9,000	-	-	-	中堅・中小企業における環境経営取組の裾野拡大は、経済のグリーン化に有効であるため。	x
					7,443	7,455	7,521	7,543	-	-	-		

6	国内のグリーンボンドの発行件数	-	R3年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	グリーンボンドの発行を通じて、民間資金をグリーンプロジェクトへ誘導していくことは、環境金融の拡大、ひいては持続可能な社会の実現に資すると考えられるため。	○
					117	110	140	-	-	-	-			
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	グリーン購入・契約推進事業	3,4	7480	(5)	脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業(令和3年度)	1,2	5008	(9)	-	-	-	(13)	-	-
(2)	税制全体のグリーン化推進検討経費	1,2	4954	(6)	ESG金融実践促進事業(令和4年度)	1,2	5025	(10)	-	-	-	(14)	-	-
(3)	企業行動推進費(平成14年度)	1,2,5,6	4955	(7)	グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業(令和5年度)	1,2	5847	(11)	-	-	-	(15)	-	-
(4)	金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業(令和6年度)	1,2	7458	(8)	持続可能な社会構築に向けた企業経営における環境三社会の統合的達成促進事業(令和6年度)	1,2	7460	(12)	-	-	-	(16)	-	-
評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり											
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約118兆円(前年比9.3%増)、約296万人(前年比6.1%増)となった。</li> <li>地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は、令和5年度で50.6%となっており、前年度より7.5%減少している。</li> <li>国等における環境配慮契約実績は令和5年度で82.9%となっており、前年度より2.6%減少している。</li> <li>エコアクション21登録事業者数については、社会情勢の変化等により、令和5年度末で7,521件(前年度末比66件増)と増加した。</li> <li>国内のグリーンボンドの発行件数は、令和5年度で140件となっており、年々増加傾向にある。</li> </ul>											
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	-											
		【測定指標】	-											

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>&lt;参考: 施策の実施における活用状況&gt; 各施策ごとに検討会等を通じて学識経験を有する者の知見の活用を図っている。</p>	<p>SDGs目標との関係</p>	<p><b>【主な目標】</b> ・グリーン購入法及び環境配慮契約に基づく公共調達に取り組むことで、持続可能な公共調達の慣行を促進したものと考えられることから、主に目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。 ・企業の環境経営を普及促進することで、環境負荷軽減を促進し、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。 ・金融機能を活用して、環境負荷低減のための事業への投融資を促進するほか、企業活動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を金融面で評価・支援することにより、主に目標8番「働きがいも経済成長も」と目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に貢献できた。</p> <p><b>【副次的効果が期待される目標】</b> ・環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進することで、目標8番「働きがいも経済成長も」と目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成等を通じて、その他幅広くSDGsの各目標の達成に貢献できた。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>測定指標1及び2 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」 (<a href="http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/">http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/</a>) 測定指標3 環境省「国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等」 (<a href="https://www.env.go.jp/content/000223832.pdf">https://www.env.go.jp/content/000223832.pdf</a>) 測定指標4 環境省「国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績について」 (<a href="https://www.env.go.jp/content/000274777.pdf">https://www.env.go.jp/content/000274777.pdf</a>) 測定指標5 エコアクション21中央事務局「エコアクション21認証・登録制度の実施状況(2025年4月末現在)」 (<a href="https://www.ea21.jp/files/ninsho_search/ninsho.pdf">https://www.ea21.jp/files/ninsho_search/ninsho.pdf</a>) 測定指標6 各発行体ホームページ等をもとに環境省にて集計</p>		

施策名	目標 8-2 環境パートナーシップの形成											担当部局名	大臣官房 総合政策課 民間活動支援室				
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。											政策評価実施予定時期			政策評価実施時期	令和 7年 8月	
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。											政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等</li> <li>・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他)</li> </ul>																
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成				
	基準年度		目標年度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度						
1 環境問題の解決に向けた協働取組の推進(相談件数、対話の場作り)	2,542	R元年度	2,725	R3年度	2,715	2,715	2,500	2,725	2,725	2,725	2,725	行政のみでは環境課題を解決することが難しくなっていることや、環境課題と社会課題が密接に関係していることから、環境・経済・社会の統合的な向上を加速化させる、より多くの関係者との協働が重要であり、そのような協働取組などを推進するための相談対応や対話の場作り数を目標値とする。	△				
					2,414	2,447	2,730	2,635	-	-	-						
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号			
(1)	地球環境パートナーシップ推進経費(平成8年度)	2	0193	(5)	-	-	-	(9)	-	-	-	(13)	-	-			
(2)	-	-	-	(6)	-	-	-	(10)	-	-	-	(14)	-	-			
(3)	-	-	-	(7)	-	-	-	(11)	-	-	-	(15)	-	-			
(4)	-	-	-	(8)	-	-	-	(12)	-	-	-	(16)	-	-			
												(17)	-	-			
												(18)	-	-			
												(19)	-	-			
												(20)	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	(判断根拠)	環境問題の解決に向けた協働取組の推進については、令和6年度に2,635件となり前年度から約3.5%減少したが、オンライン化を促進し場所と時間にとられない相談対応・対話の場を形成するなど着実に進展している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	【施策】 持続可能な開発目標(SDGs)のゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」にあるとおり、環境問題を始めとする様々な社会課題解決のため、各ステークホルダーとのパートナーシップの構築は世界的な潮流にもなっている。引き続き、様々なステークホルダーと対等なパートナーシップを構築し、環境問題解決にむけ、対話型の協働取組を推進していく。
		【測定指標】	【測定指標】 協働取組の実施状況を測るため、引き続き、環境省が設置する環境保全活動及び協働取組の拠点である「地球環境パートナーシッププラザ」及び「環境パートナーシップオフィス」における相談件数及び対話の場への参加者数を指標とする。コロナ禍で取り入れたオンラインによる相談対応等は引き続き実施するが、限られたステークホルダー間での議論においては、お互いの熱意が伝わる対面実施が効果的な場合もあるため、オンライン・対面・オンラインと対面の組み合わせなど、オンラインと対面のメリットを最大限活かした手段を用い、適切な指標を検討しながら実施してまいりたい。
学識経験を有する者の知見の活用	施策を構成する各事業については、毎年度末に外部の有識者を交えた評価委員会を開催し、当該年度の事業の評価及び次年度事業への意見を次年度契約に反映している。	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】 多様な主体の協働による環境保全活動を促進するため、環境保全に関する情報の収集・提供やセミナー等の開催、関係団体と協力した普及活動の実施、協働取組のノウハウの助言等を行うとともに、EPOのネットワーク化の拠点としてGEOCの運営を行った。さらにブロック内での多様な主体による環境保全活動を促すため、環境保全に関する情報の収集・提供、行政・企業・NPOの間の交流等を促す場づくり等、各地域でのパートナーシップ促進の基盤づくりを図るEPOの運営を行った。当該取組により、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】 様々な環境問題の解決やSDGsの推進には多様な主体による協働取組が不可欠であることから、SDGsの各目標の達成に貢献できたと思われるが、パートナーシップによる取組を促進するためにセミナーやワークショップの開催を支援したことから、特に教育への支援という観点で、目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献できた。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標にはGEOC(地球環境パートナーシッププラザ)及び全EPO(環境パートナーシップオフィス)の年間の累計件数を使用。		

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書

(環境省 R6 - ③7)

施策名	目標 8-3 環境教育・環境学習の推進										担当部局名	大臣官房 総合政策課 環境教育推進室		
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体により、学校、家庭、地域等のあらゆる機会において、SDGs達成に貢献するESDの視点を取り入れ、生涯にわたる質の高い環境教育・環境保全活動を実践するための各種施策を総合的に推進していく。										政策評価実施予定時期	政策評価実施時期 令和 7年 8月		
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供する。										政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等</li> <li>環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(令和6年5月14日閣議決定)</li> <li>環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針(令和6年5月14日閣議決定)</li> <li>我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する実施計画(第2期ESD国内実施計画)</li> </ul>													
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
			基準年度	目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
1 教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修の受講者数	-	500	-	毎年度	450	450	500	500	500	500	-	学校・地域において環境教育・学習を实践・推進するリーダー的人材の育成状況を測定する指標となるため選定した。目標値については、過年度までの実績を踏まえ設定している。	○	
2 ESD活動支援センターの相談対応件数	-	876	-	令和10年度	-	-	450	550	700	-	-	目標年度の目標値については、令和6年5月14日に閣議決定された環境教育等推進基本方針に「ESD活動支援センターにおける学校等からの相談対応件数(令和4年度:438件)を令和10年度に倍増を目指すことにより、ESD活動支援センターの認知度の向上と、学校と地域等を繋ぐ中間支援機能をより一層充実させること」と記載されたことを踏まえ、設定した。	○	
3 RCE認定拠点数 ProSPER.Net加盟校数	-	255	-	令和8年度	230	235	240	255	260	-	-	国連大学が実施するESDプログラムへ拠出し、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点(RCE)、アジア太平洋地域における環境大学院ネットワーク(ProSPER.Net)のネットワーク化を推進・強化するため、それぞれ国連加盟の各国・各地域に1箇所以上認定することを目標としており、指標として適切と考えた。	○	
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 環境教育強化総合対策事業(平成8年度)	1	004961	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 「国連ESDの10年」後の環境教育推進費(平成27年度)	2	004961	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) 国連大学拠出金(平成15年度)	3	004961	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成		
		(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修については、学校関係者への新たな周知・広報先を開拓したこと等により、目標を達成することができた。</li> <li>・ESD活動支援センターの相談対応件数については、対前年度比1.2倍強の増となり、目標を達成した。</li> <li>・従来、認定数が少なかったアメリカ、中東といった地域にて新たなRCEの認定があったこともあり、目標を達成することができた。</li> </ul>		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	-			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	-		
		【測定指標】	-		
学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	<p><b>【主な目標】</b> 環境保全活動や環境教育の総合的な推進による持続可能な社会づくりの担い手の育成、世界各地の推進拠点をつなぐ国際機関との連携によるESDの促進及び各国のSDGs達成への協力を通じ、目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献できた。</p> <p><b>【副次的効果が期待される目標】</b> 教育題材にSDGsの各種テーマを取り上げることで、各種目標の達成に貢献できたと思われる。特に気候変動については、各センターが設定したテーマや課題に関心を有する様々な主体が地域を越えて参加し、相互の学び合いや実践活動を通して各主体の活動の向上を図るとともに、得られた知見を活かし同様の取り組みを全国に広めていくことを目的とした「ESD for 2030学び合いプロジェクト」の実施等を通じて、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。</p>	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-				

施策名	目標 8-4 環境基本計画の効果的実施		担当部局名	大臣官房 総合政策課環境計画室										
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。		政策評価実施予定時期	政策評価実施時期		令和 7年 8月								
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進		政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備										
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等													
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				達成							
1 各種調査、検討会等で得たデータや知見の第六次環境基本計画の点検への活用	第六次環境基本計画の点検	毎年度	・第六次環境基本計画に基づき、計画の総合的な進捗状況の点検を行うこととしており、計画の効果的な点検のためには、様々なデータや多様な主体の意見等を幅広く取り入れる必要があるため。				○							
2 環境白書、英語版白書の発行及びウェブサイトのアクセス数増加	国民の環境保全意識の向上	毎年度	・環境基本法第12条の規定に基づき、環境保全等に関する年次報告書(環境白書)を作成し、毎年国会報告を行うこととしており、環境基本計画の効果的な実施のためには、国をはじめ地方公共団体、事業者、国民、NPO等の主体的な関わりが重要であり、これに向けて環境白書を広く普及し、積極的かつ自主的に取り組む契機としていくことが必要であるため。				○							
3 見積り方針の調整結果の取りまとめ・国会等への説明及び環境白書での公表	政府の環境保全に係る施策の全体像の把握・周知	毎年度	・環境省設置法第4条第3号に基づき、環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととしており、この環境保全経費の取りまとめを通じ、政府の環境保全に係る施策の全体像を把握・周知することが可能となるため。				○							
4 環境産業の市場規模等に関する調査結果のウェブサイトおよび環境白書での公表	環境産業の市場規模等の把握・周知	毎年度	・環境産業の市場規模等を調査・推計することにより、経済・社会の現状及びグリーン化の進展状況を適切に把握するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に貢献する産業や経済社会の方向性を見定めるため。				○							
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 環境行政年次報告書作成等経費(昭和43年度)	2	4965	(5) グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業(平成21年度)	4	4965	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 環境保全経費見積調整費(昭和46年度)	3	4965	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進費(平成22年度)	1	4965	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-

(4)	環境基本計画 推進事業費 (平成7年度)	1	4965	(8)	-	-	-	(12)	-	-	-	(16)	-	-	-	(20)	-	-	-
評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)		②目標達成															
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等	(判断根拠)		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画の点検等に関する議論等のため、令和6年度は中央環境審議会総合政策部会を2回開催する等、着実に意見交換を実施し、効果的な点検手法に関する検討を進めた。</li> <li>環境白書を取りまとめ、国会に提出し、国民に向けて発行するとともに環境省Webサイト上で公表した。また、環境白書を抜粋、英訳した英語版白書作成し、環境省Webサイト上で公表した。</li> <li>見積りの方針の調整を行い、その結果を環境保全経費として取りまとめ、国会等へ説明した。</li> <li>環境産業の市場規模等を調査・推計し、その結果を報告書にまとめて環境省Webサイト上で公表した。</li> </ul>															
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】		当該施策は環境保全に関する基本的かつ根幹的な施策であり、必要不可欠であるので、引き続き、効果的な実施に努める。															
		【測定指標】		1、3・4については、適切に測定できていることから、変更しない。 2については、定量的な指標に変更する。															
学識経験を有する者 の知見の活用	<参考: 施策の実施気における活用状況> 中央環境審議会総合政策部会を2回開催する等、多くの意見交換を行った。							SDGs目標との関係			<b>【主な目標】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境基本計画は環境政策を総合的かつ計画的に推進するものであることから、当該計画の点検手法について検討することを通じ、主に目標13番「気候変動に具体的な対策を」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。</li> <li>環境基本計画の点検手法については中央環境審議会で議論を行ったことから、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」への達成にも貢献した。</li> </ul> <b>【副次的効果が期待される目標】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境白書、英語版白書の発行、またそれらの普及啓発活動を通じて、目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献した。</li> </ul>								
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)																		

施策名	目標 8-5 環境アセスメント制度の適切な運用と改善										担当部局名	大臣官房 環境影響評価課		
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において、環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	環境影響評価制度に係る情報基盤の整備、技術手法の開発及び人材育成、審査体制の強化、制度の所要の見直しを講じることにより、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を行う。										政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)第3章第7節 エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)Ⅴ3 規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)Ⅱ5 海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)第2部5 第6次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等													
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度		目標年度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
1 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。	-	
2 環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。	-	
3 環境アセスメントデータベースEADASに掲載されているレイヤ数[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。	-	
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 環境影響評価制度合理化・最適化経費(昭和55年度)	1,2,3	004969	(5)	-	-	(9)	-	-	(13)	-	-	(17)	-	-
(2) ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業(令和3年度)(関連:環境省R4-43)	1,2,3	005003	(6)	-	-	(10)	-	-	(14)	-	-	(18)	-	-

(3)	環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業(令和6年度)	1,2,3	007455	(7)	-	-	-	(11)	-	-	-	(15)	-	-	-	(19)	-	-	-
(4)	-	-	-	(8)	-	-	-	(12)	-	-	-	(16)	-	-	-	(20)	-	-	-

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり																		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	(判断根拠)	測定指標として設定した環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数、環境大臣意見の提出累積回数は、着実に積み上げられており、適切な制度運用がなされていることが確認された。これにより、環境保全上の適切な配慮の確保に資することができた。 また、制度の見直しについて以下のとおり措置しており、これらの見直しを通じて、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用に寄与すると考えられる。 ・洋上風力発電について、より適正に環境配慮を確保する観点から、国が海洋環境等に関する調査を行った上で区域指定をすること等とする「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、国会へ提出した。 ・陸上風力発電を含む工作物の建替事業に係る環境影響評価手続を見直すとともに、環境影響評価に係る書類を環境大臣が継続的に公開できることとする「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、第217回国会へ提出した。																		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	-																		
		【測定指標】	-																		
学識経験を有する者の知見の活用	<参考: 施策の実施における活用状況> ・環境影響評価法に基づく環境大臣意見の形成における技術的水準の確保を図るため、環境影響審査助言委員から助言を受けた。																			SDGs目標との関係	【主な目標】 環境影響評価制度を適切に運用することによって、環境の保全上の適切な配慮の確保に資することができた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」及び目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。  【副次的効果が期待される目標】 環境影響評価制度を適切に運用することによって、環境の保全上の適切な配慮を確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することとなる。当該取組を通じて、目標3番「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	法に基づく案件数 <a href="http://assess.env.go.jp/2_jirei/2-4_toukei/index.html">http://assess.env.go.jp/2_jirei/2-4_toukei/index.html</a>																				

施策名	目標 8-6 環境問題に関する調査・研究・技術開発										担当部局名	大臣官房 総合政策課 環境研究技術室			
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。										政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)第2章1.(2)等 第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 統合イノベーション戦略2024(令和6年6月4日閣議決定)3.(1)等														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度				
1 環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数)	-	-	93%以上(令和5年度までは70%以上)	各年度	70%以上	70%以上	70%以上	93%以上	-	-	-	環境研究総合推進費は、環境省における環境技術の研究開発の中核をなす競争的資金による予算であり、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになる。このため、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることが指標としている。目標値の設定は、研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価(5段階中上位2段階の評価の割合)を獲得する課題数の割合について、前中期目標期間実績平均値と同程度を確保(R6年度より第5期中期目標期間となるため、前中期目標期間実績:平均93%)とする。	○		
2 環境保全研究費補助金(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)の採択事業者による本事業終了後1年後における支援技術の事業化に向けた研究開発の継続割合(単位:%)	-	-	80%	各年度	-	80	80	80	80	80	-	イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業では、持続可能な社会の実現に向けた現状とのギャップを埋めるイノベーションの創出を目的とし、イノベーション創出の担い手として重要性が増すスタートアップを対象に、環境技術の研究開発・事業化の支援を行う。そこで、本事業のうち環境保全研究費補助金によって事業化支援を行ったスタートアップに対し、年度ごとに本事業終了後1年後における支援技術の事業化に向けた研究開発の継続確認を行い、本事業の成果の指標とする。	○		
					-	6/6(100%)	8/8(100%)	2/2(100%)	-	-	-				

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 環境研究総合推進費(環境研究・技術開発推進費は平成13年度から開始) ※1 平成22年度に「環境研究・技術開発推進費」と「地球環境研究総合推進費」を統合し、更に、平成23年度より「循環型社会形成推進科学研究費補助金」を統合。 ※2 本事業の配分・契約等の業務は、平成29年度より(独)環境再生保全機構に移管。	1	004998	(5) 熱中症対策推進事業(平成24年度)	-	005680	(9) 国立水俣病総合研究センター(昭和53年度)	-	004984	(13) 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)評価報告書作成支援事業(平成18年度)	-	004988	(17) -	-	-
(2) 環境研究・技術開発推進事業(平成18年度)	1	004976	(6) 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)(平成22年度)	-	004797	(10) GOSATシリーズによる地球環境観測事業(平成18年度)	-	004989	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業(令和3年度)	2	005649	(7) 水俣病対策事業(昭和48年度)	-	004947	(11) 農業環境影響評価対策費(平成19年度)【関連R5-11】	-	004822	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) 環境リスクの評価事業(昭和49年度)	-	004981	(8) イタイイタイ病等に関する研究・調査事業(昭和47年度)	-	004985	(12) 大気汚染防止推進費(昭和47年度)	-	004780	(16) -	-	-	(20) -	-	-
(各行政機関共通区分)			②目標達成											
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境研究総合推進費事業において目標値を達成した。</li> <li>イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業において目標値を達成した。</li> <li>環境研究総合推進費事業及びイノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業は測定指標において目標値を達成しており、達成すべき目標「環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する」へ、有効かつ効率的に寄与がなされたと考えられる。</li> </ul>											
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	-												



施策名	目標 8-7 環境情報の整備と提供・広報の充実		担当部局名	大臣官房総務課環境情報室 大臣官房総務課 大臣官房総務課広報室 大臣官房総合政策課										
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。			政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月							
達成すべき目標	環境情報を体系的に整備するとともに、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。			政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備									
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等													
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
			基準年度	目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
1 環境省ホームページへのアクセス数	環境省ホームページへのアクセス数	-	182,484,456	R8年度	174,113,609	175,787,779	177,461,948	179,136,117	180,810,287	182,484,456	184,206,314	環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用され、平成30年6月に策定された「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づくオープンデータ化の取組等の中核として期待されるシステムである。アクセス数の向上は利用者ニーズに応じた情報の提供がなされているかの評価の指標として有効である。目標値の設定は、環境省デジタル・ガバメント中長期計画の計画終了年において、平成29年度比7%増加を目標とした。	○	
2 研修等実施回数	研修計画書に基づく研修等の実施	-	34	-	-	31	30	34	-	-	-	毎年度、環境調査研修所研修規則第二条に基づき研修計画書を策定しており、これに基づき環境行政に携わる体系的かつ専門的な人材の養成を目的とした研修を国や地方公共団体職員等に対して実施している。研修計画書は昨今の環境行政の抱える課題や研修受講団体のニーズを反映して策定しており、これに沿って研修を実施することが環境行政の各種施策を推進する基盤の整備に資すると考えられることから、研修計画書に記載の研修数を目標値とした。	○	
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進事業(平成22年度)	1	4965	(5) 諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析(平成23年度)	-	4993	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 環境調査研修所(昭和48年度)	2	4992	(6) 意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業(令和3年度)	-	5015	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) 情報基盤の強化対策費(平成7年度)	1	4990	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) 環境保全普及推進費(平成2年度)	-	4991	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	目標達成度の測定制度	(各行政機関共通区分)	②目標達成
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	(判断根拠)	環境省ホームページへのアクセス数は目標値を大幅に上回った。また、令和6年度研修計画書の通り、着実に研修を実施した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用されるものであり。そのアクセス数の適正な確保に務めていく。 また、環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、引き続き、国・地方公共団体等において環境行政を担当する職員等を対象に、環境行政の重要課題に関する最新の知見・技術の習得の機会を提供する。  【測定指標】 測定指標1：環境省ホームページのアクセス数は目標を達成しており、特段の問題はない。引き続き、目標値を更新して達成していく。 測定指標2：研修計画書は研修受講団体のニーズや環境行政の重要課題を踏まえて策定しており、これを実施することで研修等受講者に環境行政に係る最新の知見や技術を習得させることができるため、引き続き、研修計画書に基づき効果的な研修を実施する。	
学識経験を有する者の知見の活用			【主な目標】 幅広くSDGsの各目標の達成に貢献できたが、特に「環境行政の各種施策を推進するための基盤づくり」という観点で、目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に貢献できた。  【副次的効果が期待される目標】 環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用されているシステムであり、環境調査研修所では、国及び地方公共団体等の職員に環境行政に関する最新の知見・技術の習得の機会を提供するほか、環境省職員に対する研修を実施し、環境行政に携わる職員の資質の向上を図っており、全てのSDGs目標の達成に寄与している。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			